

先進医療の新規届出技術について
(届出状況／2月受理分)

先	—	1
6	2	8

受理番号	技術名	適応症等	申請医療機関 ※1	先進医療 の内容	医薬品・ 医療機器 等情報	保険給付されない 費用※1※2 (「先進医療に 係る費用」)	保険給付される 費用※2 (「保険外併用療養費 に係る保険者負担」)	保険外併用 療養費分に係る 一部負担金※2	先進医療A 又はB (事務局案)	受理日
164	子宮腺筋症病巣除去術	子宮温存を希望する、 もしくは妊孕能温存を 希望する子宮腺筋症患者	東京大学医学部 附属病院	別紙1－1	別紙1－2	35万3千円	48万2千円	21万3千円	先進医療A	R6.1.24
165	自己脂肪組織由来 多系統前駆細胞を用いた 歯周組織再生療法	既存の歯周組織再生療法 の適応にならない重度歯周 病	大阪大学歯学部 附属病院	別紙2－1	別紙2－2	350万円 (研究費負担)	4万3千円	1万8千円	先進医療B	R6.2.1

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。
 ※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。(四捨五入したもの)

- 【備考】
- 先進医療A
 - 1 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)
 - 2 以下のような医療技術であって、その実施による人体への影響が極めて小さいもの(4に掲げるものを除く。)
 - (1)未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術
 - (2)未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術
 - (3)未承認等の医療機器の使用又は医療機器の適応外使用を伴う医療技術であって、検査を目的とするもの
 - 先進医療B
 - 3 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)
 - 4 医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの